



平成 27 年 12 月 29 日

各 位

東京都目黒区大橋一丁目 5 番 1 号  
株 式 会 社 S J I  
代表取締役社長 劉 天泉  
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：  
執行役員 管理統轄本部 総務人事本部長  
矢沼 克則  
Tel 03-5657-3000 (代表)

(補足) 平成 27 年 10 月期決算において特別利益として計上した受取損害賠償金について

平成 27 年 12 月 21 日付「平成 27 年 10 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」および「平成 27 年 10 月期連結業績予想と実績値との差異および前期個別実績と当期個別実績との差異に関するお知らせ」にて、受取損害賠償金 198 百万円を特別利益として計上した旨を開示しておりますが、当該受取損害賠償金について下記のとおり補足説明をいたします。

#### 記

当社は、過年度の会計処理の訂正の原因となった元取締役の不祥事について、平成27年8月31日付「元取締役に対する損害賠償請求にかかる合意書の締結および特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、上場契約違約金20百万円および金融庁の課徴金194百万円の合計214百万円を損害額と考え、第三者委員会の報告書に基づいて214百万円(A)から「第三者委員会の調査報告書で算定された元取締役によるハードウェアの仮装取引における当社グループに対する入金額と当社グループからの支払額の差額合計109百万円(B)」を減額した後の104百万円(A-B)を本件にかかる請求額として支払いを求めることとし、元取締役と損害賠償請求の協議を進め、交渉が難航する中、ようやく合意形成が出来つつありました。

一方、元取締役との交渉の最終段階で、当社の経理部門が本件に係る会計処理を検証したところ、「実際の会計処理上の元取締役から当社グループに対する入金額と当社グループからの支払額の差額合計は、93百万円(C)」であり、当社の経理部門と第三者委員会の調査報告書の算定差額において16百万円(B-C)が生じており、本来であれば請求額は120百万円(A-C)となるべきものでありました。

しかしながら、本件合意交渉が難航を極めた上での決着であり金額の再交渉が困難と考えたこと、第三者委員会の報告書を尊重したこと、提示した損害賠償請求額が元取締役の支払い能力の限界金額と考えられること、会社としては財務健全化の途上にあり早期での確実な損害賠償請求額の回収が必要であることなどを総合的に判断し、第三者委員会の報告書に基づき算出した104百万円を請求金額といたしました。なお、当該賠償金は民事責任の追及として元取締役に支払いを求め、入金を確認しております

以上のことから、平成 27 年 10 月期決算において、損害額の 214 百万円から上記差額 16 百万円(A-B)を減額した額 198 百万円を特別利益の受取損害賠償金として計上いたしました。

なお、本件は補足説明であり、平成 27 年 10 月期決算短信の数値に変更はございません。

以 上